

國學院大學學術情報リポジトリ

植民地期台湾における行為要求表現の諸相：
『全国小学児童綴方展覧会』採録「綴方」を対象として☒

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学日本語教育研究会 公開日: 2025-07-02 キーワード (Ja): 植民地期台湾, 行為要求表現, 『全国小学児童綴方展覧会』, 日本語教育史 キーワード (En): 作成者: 上出, 大河 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001737

植民地期台湾における行為要求表現の諸相 —『全国小学児童綴方展覧会』採録「綴方」を対象として—

上出大河

【キーワード】 植民地期台湾 行為要求表現 『全国小学児童綴方展覧会』 日本語教育史

1. はじめに

本稿で取り扱うのは『全国小学児童綴方展覧会』(1936)に採録された「綴方」に見える台湾系児童の行為要求表現の諸相についてである。

なんらかの行為を他者に求める、あるいは他者から求められるというのは基礎的な社会的活動の一種であり、植民地期台湾における児童の生活の中でも多用される行為であったと思われる。むろん児童による行為要求や児童に対する行為要求は成人同士のそれとは性質が異なる可能性があるが「子どもの日本語教育」の萌芽的実践の時期に児童がどのような行為要求表現に触れ、また自身で運用するに至っていたのかという点について一端を解明することは日本語教育史領域における重大な課題である。

2. 調査資料について

本稿では、当時の台湾児童の言語運用の実態を反映している資料として、1936年に発行された『全国小学児童綴方展覧会』採録の台湾児童の「綴方」を用いる。

同書には1935年10月から翌1936年3月までの間に募集された児童の手による「綴方」が採録されている。公刊された作文資料であるため、教師や編纂者によって手が加えられているおそれもあるが、ありのままの言語運用を推奨する当時の「綴方」教育思想や特徴的な用例の分布に基づき上出(2023)で「添削等によって過度に規範化された文章ではないと期待される」としたことを踏まえ、本稿においても資料として用いることとする。なお、本稿においては同書に採録された「綴方」の筆者を「本島系児童」「内地系児童」と呼称する。これは本稿における分類があくまで氏名でよるものでしかなく確定的な分類とは言えない、という制約のためである。

詳細な書誌や資料価値については上出(2023)に詳述しているため、ここで振り返ることはしないが、同書には尋常小学校1年生相当児童から高等小学校相当2年生児童までの「綴方」が採録されており、特に学習段階別の行為要求表現の使用に着目する上では有効な資料である。

3. 先行研究の概観及び行為要求表現の分類について

調査にあたっては「行為要求表現」をどのように定義し分類するかという点について本稿の立場を明らかにせねばならないであろう。

他者に行為を要求する際の表現に関する諸氏の考察では「依頼表現」「命令表現」等を形式の上で区分し各形式について個別の考察を加える類の研究と、各形式を更に細かく分類し全体を広く考察の対象とする類の研究に大別される。なお、先行研究においては、「行為要求表現」とほぼ同内容の表現について「行為指示型表現⁽¹⁾」「行為展開表現⁽²⁾」等と呼称する例が見受けられるが、本稿では「行為要求表現」に統一して用いることとする。

先行研究においては、それぞれの問題意識に沿う形で独自の分類が設けられており、その分類の多彩さのため全てをここで概観することは困難であるが、代表的なものに絞り紹介することとしたい。

行為要求表現が「行動としての応答を求めることに重点が置かれる表現⁽³⁾」であるという点については先行研究でもおよそ見解が一致している。しかし、「行為要求」の内容をどこまで含めるのか、またどのように分類するのか、という点については多種多様である。特に行為を遂行しないことを聞き手に求める非許可系、禁止的な意味を伴う表現を行為要求表現の範疇に含めるか否かという点などは稿者によって判断が分かれており、近年でも酒井(2012)や都(2019)のように非許可系、禁止的な意味を伴う表現を行為要求表現に含める論考と、北崎(2016)が「否定命令」を「命令」や「行為要求」として扱うことはせず、言及する際には「禁止」として扱う」としたようにあくまで異なる表現として処理する立場の論考がそれぞれ散見される。その他、同様に当為表現についても行為要求表現に含めるか否かという点も必ずしも統一的ではない。

また、行為要求表現の枠組みを考える上で第一の問題となるのは形式面における直接的行為要求のみを考察の対象とするのか、あるいは間接的行為要求を含めるのかという問題である。

「クーラーをつけてくれ」のように文法的に行為を要求する意図が明示的である場合を直接的行為要求、述部の省略や聞き手の前で「この部屋暑いなあ」と述べるなど行為要求の意思をほのめかすような場合を間接的行為要求と大別することができる⁽⁴⁾。間接的行為要求表現は、発話者に行為要求態度の明示という表現意図が存在したか否かが不明な例が多数含まれるため、先行研究ではこれらを除外して調査を行う例も見られる。しかし本稿では日本語母語話者の性質を有す話者と非母語話者の性質を有す話者という一定の文化差を想定しうる属性を有す話者の用例を対象とするため、直接的行為要求と間接的行為要求の使用の偏り等を明らかにすべく、間接的行為要求も行為要求表現の中に含めるものとする。ただし述部の省略と意図のほのめかしは性質が異なる。特に述部の省略については、直接的行為要求表現の変種として捉えることも可能であるが、本稿ではいずれも間接的行為要求表現に含まれるものとしたうえで、

述部の省略に関わる性質の用例を「省略型間接的行為要求表現」、意図のほのめかしに関わる性質のものを「ほのめかし型間接的行為要求表現」と呼称し、適宜これらを区別することとする。

次に表現内容の性質上の分類についてであるが、国立国語研究所(1960)が「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」の四分類を提示している例をはじめ、坂本ほか(1994)が「忠告・助言」「勧誘」「依頼」「指示・命令」「許可与え」「申し出」「許可求め」「確認」「宣言」に分類した例等、分類の数及び基準は多岐に渡る。これらを概観した上で金(2016)(2020)は先行研究における分類では基準として「行為者」「決定権者」「受益者」という三要素が軸になってきたという点を指摘し、従来の基準の問題点について論じている。金(2020)でも「受益者」という概念は有効ではあるが、それだけでは不十分」と指摘されている通り「受益者」の概念をどのように捉えるのかという点について恣意性を介入させずに分類することは困難である。

そこで本稿では、「受益者」については分類の決定的な基準とはせず、あくまで補助的な要素と捉え行為者と決定権者との関係や間接的な形式も含めた行為要求表現のヴァリエーションについて調査し、その傾向を提示することとしたい。分類としては最も基礎的な分類である「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」の四分類を採用する。先行研究の指摘を踏まえ本稿における定義は以下の通りとする。

命令：話者が聞き手の行為の決定権者であり、聞き手の意思はほぼ問題とならず比較的強制力が強い内容を伴う。

(例)校庭を5周走ってきなさい。(教師→生徒)

依頼：話者が聞き手の行為遂行を求めており、決定権者は聞き手である。強制力は「命令」と比較して弱い。利益者は話者が想定しうる場合が多い。

(例)うるさいので音量を少し下げてください。(隣人→隣人)

勧め：話者が望ましい行為を聞き手に示唆する。決定権者は聞き手であり強制力は弱い。「依頼」よりも聞き手受益の意味合いが強い。

(例)試験前なので対策の勉強をした方がいいよ。(クラスメート→クラスメート)

勧誘：話者が聞き手に共同行為の遂行を提案する。決定権者は聞き手であり強制力は弱い。

(例)今度の日曜日、いっしょに遊園地に行きましょう。(クラスメート→クラスメート)

上記の分類に際しては、「テクダサイ」形式＝「依頼」というように形式から分類するのではなく^⑤、指示内容の性質及び話者と聞き手の関係を考慮して分類を行うものとする。なお、先述の通り広義の行為要求表現には当為表現等が含まれる場合があるが、これらは上出(2024)で別途詳述しているため本稿では調査対象としていない。

4. 資料に見える用例

4-1 直接的、間接的行為要求表現の量的分布

文中に明示的に行為を要求する意味の語が現れている直接的行為要求表現と、述部の省略を

伴う省略型間接的行為要求表現、文法的に明示的ではないものの行為要求の意図を匂わせるほのめかし型行為要求表現に分類した場合、それらが各学年でそれぞれ何例見えるか、という点について以下表 1 に示す。

表 1 『全国小学児童展覧会』採録「綴方」に見える行為要求表現の量的分布

尋 1	内地系	直接的	4 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	0 例
	本島系	直接的	2 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	0 例
尋 2	内地系	直接的	3 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	1 例
	本島系	直接的	8 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	1 例
尋 3	内地系	直接的	32 例
		省略型間接的	2 例
		ほのめかし型間接的	0 例
	本島系	直接的	13 例
		省略型間接的	1 例
		ほのめかし型間接的	0 例
尋 4	内地系	直接的	18 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	2 例
	本島系	直接的	14 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	2 例
尋 5	内地系	直接的	11 例
		省略型間接的	5 例
		ほのめかし型間接的	3 例
	本島系	直接的	18 例
		省略型間接的	1 例
		ほのめかし型間接的	3 例

尋 6	内地系	直接的	17 例
		省略型間接的	1 例
		ほのめかし型間接的	2 例
	本島系	直接的	13 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	0 例
高 1	内地系	直接的	1 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	0 例
	本島系	直接的	5 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	0 例
高 2	内地系	直接的	0 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	0 例
	本島系	直接的	3 例
		省略型間接的	0 例
		ほのめかし型間接的	0 例

内地系児童の「綴方」に見える用例数は直接的行為要求表現 86 例、省略型間接的行為要求表現 8 例、ほのめかし型行為要求表現 8 例であり、本島系児童の「綴方」に見える用例数は直接的行為要求表現 76 例、省略型間接的行為要求表現 2 例、ほのめかし型間接的行為要求表現 6 例である。直接的行為要求表現の用例数が全学年で間接的行為要求表現の用例数を上回る点などは内地系児童、本島系児童に共通する特徴であるが、「綴方」一本あたりの平均使用数⁽⁶⁾という観点で比較すればそこに差異を見て取ることも可能である。内地系児童の「綴方」一本あたりに見える直接的行為要求表現の平均使用数は 0.80、省略型間接的行為要求表現とほのめかし型間接的行為要求表現の平均使用数は 0.07 であり、本島系児童の「綴方」一本あたりに見える直接的行為要求表現の平均使用数は 0.49、省略型間接的行為要求表現の平均使用数は 0.01、ほのめかし型間接的行為要求表現の平均使用数は 0.04 である。いずれの行為要求表現も本島系児童より内地系児童の平均使用数が優勢であり、本島系児童よりも内地系児童の方が行為要求表現を「綴方」に多用したという傾向が見られる。この点については、行為要求表現の学習に際して本島系児童が問題を抱えやすかったという言語学習上のつまずきが影響している可能性と内地系児童と本島系児童で題材の選択、記述・「語り」の趣向⁽⁷⁾が異なっていた可能性の両者を想定することができよう。

また、当時の教科書類からの影響も想定することができる。試みに当時の公学校で用いられていた『公学校用国語読本(第一種)』と尋常小学校で用いられていた『尋常科用小学国語読本』

(いわゆるサクラ読本)の巻一に見える直接的行為要求表現数を調査すれば、『公学校用国語読本(第一種)』に見える用例数が6例に留まるのに対し、『尋常科用小学国語読本』の用例数は32例である。両読本の頁数の差異(『公学校用国語読本(第一種)』巻一は全51頁、『尋常科用小学国語読本』は全78頁である)を考慮しても、『公学校用国語読本(第一種)』の用例数は『尋常科用小学国語読本』の用例数を大きく下回っており、『公学校用国語読本(第一種)』を用いることが多かった本島系児童が内地系児童よりも行為要求表現を用いていないという「綴方」の傾向と一致している。

次章以降、『全国小学児童綴方展覧会』採録台湾系児童「綴方」に見える「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」の四分類それぞれの用例の分布について考察を加える。

4-2 「命令」に関する用例

以下、表2として「命令」に関わる行為要求表現の出現数を学年別に提示する。なお、表中における括弧外の数字は直接的行為要求表現、間接的行為要求表現の両者を含む用例数であり、括弧内の数字は間接的行為要求と見られる類の用例の数である。

表2 『全国小学児童展覧会』採録「綴方」に見える「命令」系行為要求表現の用例数

	尋1	尋2	尋3	尋4	尋5	尋6	高1	高2	合計
内地系	0	1 (0)	22(0)	10 (1)	14(8)	13(2)	0	0	60(11)
本島系	1 (0)	2 (1)	6 (0)	6 (1)	14(4)	6 (0)	3 (0)	2 (0)	40(6)
合計	1 (0)	3 (1)	28 (0)	16 (2)	28(12)	19(2)	3 (0)	2 (0)	100(17)

内地系児童の場合は、間接的行為要求表現の使用が尋1段階から確認されるのに対し、本島系児童の場合は尋4まで使用が確認されず、尋6以降にも用例が見られない。また、「綴方」一本あたりの「命令」に関わる行為要求表現の平均使用数は、内地系0.56、本島系0.26である。

4-2-1 用例列举及び形式上の分布

【内地系児童】

・直接的行為要求

- (1) インキとペンを持って来るとお母さまは「これはなにになにさんどこにお出しなさい」と言つてばんちもかいて下さった(尋3)
- (2) 其犬の持主が「行け」というと、きばをむき、せ中を丸くし前足を後にけり後足を前につき出して、ものすごいやうに走つてきた(尋4)

・間接的行為要求

- (3) 声が小さかつたと見えて、先生は「もう少し大きな声で」と注意して下さいました(尋5)
- (4) 「田鶴ちゃん、御飯をやらないと死にますよ」と母に言はれて、私ははつとミイのひもじい

事に気がつきました(尋6)

【本島系児童】

・直接的行為要求

(5)「あつまれ」といふ先生のおこゑがきこえた時は、雨もすつかりやんでみました(尋3)

(6)先生は「あなた方の好きな仕事をいひなさい」とおつしやいました(尋5)

・間接的行為要求

(7)「早くおきないと遅刻するぞ」としかられましたので。私はいやいや起きました(尋2)

(8)間もなく連隊長が、「軍旗にたいし、ささげ一、つつ」と号令をかけられた(尋4)

以下、用例中に確認された「命令」に関わる表現形式を表3、表4として用例数の多い順に提示する。

表3 「命令」系直接的行為要求表現の形式別用例数

内地系児童		
	形式	用例数
1	命令形	26
2	－なさい	22
3	－(て)おいで	2
4	－(て)ください	1
4	－(て)ちょうだい	1

本島系児童		
	形式	用例数
1	－なさい	16
2	命令形	11
3	－(て)おいで	3
4	－(て)いらっしゃい	1
4	－(て)ください	1

表4 「命令」系間接的行為要求表現の形式別用例数

内地系児童		
	形式	用例数
1	直接的行為要求表現の省略・非表出	6
2	現状が継続することで生じうる不利益の明示	3
2	好ましくない現状の明示	3
3	行うべき行為の提示	1

本島系児童		
	形式	用例数
1	行うべき行為の提示	4
2	現状が継続することで生じうる不利益の明示	2
3	直接的行為要求表現の省略・非表出	1
3	好ましくない現状の明示	1

「命令」系の直接的行為要求表現に関しては(2)のような動詞命令形を用いた形式が優勢となる内地系児童と(6)のような「－なさい」の形式が優勢となる本島系児童、というような差異が現れているものの、命令形、「－なさい」形式ともに内地系、本島系で多用されているという点で大まかな類似性を見ることが出来る。

より大きな差異と見られるのは間接的行為要求表現の場合で、内地系児童と比較して本島系児童は(3)のような「直接的行為要求表現の省略・非表出」(省略型間接的行為要求表現)の用例が僅少である、という点などが象徴的であろう。(3)は「大きな声で話さない」「大きな声で話せ」等文の後項部に明示的な行為要求表現が存在することが予想される。内地系児童の場合よりも本島系児童は省略形式を使用することが少ないというのは上出(2024)に提示した当為表現に関する調査でも類似の傾向が確認されるため、本島系児童の言語運用の一般的特徴として省略形式の忌避が傾向として存在した可能性がある。

また、(8)のように「行うべき行為の提示」と見られる類の用例は内地系児童よりも本島系児童が多用する傾向があるようである。このような用例はその性質上、ある程度定型化された内容の指示である場合が多い。

4-3 「依頼」に関する用例

以下、同様に表5として「依頼」に関わる行為要求表現の出現数を学年別に提示する。

表4 『全国小学児童展覧会』採録「綴方」に見える「依頼」系行為要求表現の用例数

	尋1	尋2	尋3	尋4	尋5	尋6	高1	高2	合計
内地系	0	1 (1)	4(2)	9 (1)	1(0)	1(0)	1(0)	0	17(4)
本島系	1 (0)	4 (0)	7 (1)	4 (1)	4(0)	5 (0)	2 (0)	1 (0)	28(2)
合計	1 (0)	5 (1)	11 (2)	13 (2)	5(0)	6(0)	3 (0)	1 (0)	45(6)

「綴方」一本あたりの「依頼」に関わる行為要求表現の平均使用数は、内地系0.16、本島系0.18である。「命令」に関わる行為要求表現の平均使用数の場合と異なり、本島系児童の方が内地系児童よりも「依頼」に関わる行為要求表現を多用するという傾向が認められるが、その差は僅かである。一方、僅かな差であるとはいえ本島系児童が内地系児童の平均使用数を上回るのは「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」の四分類のうちで「依頼」のみであるため、その点は一定程度特徴として認めることも可能であろう。

4-3-1 用例列举及び形式上の分布

【内地系児童】

・直接的行為要求

(9)学校ですと皆がペーパーを一枚もつてみせてくれといつてきます(尋4)

(10)妹がとんで来て「しい子にもちやうだい」と言つたので(尋4)

・間接的行為要求

(11)お父さんが「お父さんを、たぬきの、やうにいちめるね。下の方を、少し空気が、入いるやうにすればよくもえる」とおつしやいましたので、にいさんが、下をすこし上げたら、

よくもえるやうに、なりました(尋2)

(12)おばさんにもどうぞよろしく(尋3)

【本島系児童】

・直接的行為要求

(13)友だちが「きれいなくつですね」とぼくのまはりにあつまつて前から見たりうしろから見たりよこから見たりします。〇〇君は「ぼくにはかせてごらん」といひました(尋2)

(14)ねえ、いい子だからねんねしてね。ねえやは眠くて仕様がなの(高1)

・間接的行為要求

(15)おばあさんは、今大へんお腹がすいてゐますから、少しでよろしい、どうぞ少しでよろしいからと泣きさうに言ひました(尋3)

(16)お母さんは「はい」といつて二三箇下さいましたが、私はあまり少ないよお母さんといひますと、又二三箇下さいましたが(尋4)

以下、用例中に確認された「依頼」に関わる表現形式を表6、表7として用例数の多い順に提示する。

表6 「依頼」系直接的行為要求表現の形式別用例数

内地系児童		
	形式	用例数
1	－(て)くれ	7
2	－(て)ください	3
3	－て	1
4	－(て)くださいませ	1
5	－(て)ちょうだい	1

本島系児童		
	形式	用例数
1	－(て)ください	16
2	－(て)	11
3	－(て)おくれ	3
4	－(て)くれ	1
4	おねがいします	1
4	－(て)ごらん	1
4	－(て)ちょうだい	1

表7 「依頼」系間接的行為要求表現の形式別用例数^⑧

内地系児童		
	形式	用例数
1	直接的行為要求表現の省略・非表出	2
2	好ましくない現状の明示	1
2	行うべき行為の提示	1

本島系児童		
	形式	用例数
1	好ましくない現状の明示	1
1	行うべき行為の提示	1

2	欲している物品の存否に関する質問	1
---	------------------	---

内地系児童の「綴方」で最も多用される直接的「依頼」の形式である「(て)くれ」は、本島系児童の「綴方」中には一例が確認されるのみであり、これは内地系児童と本島系児童の「依頼」の表現形式の大きな差異と見てよい。

また、「一(て)くださいませ」が内地系児童「綴方」にしか確認できないほか、「一(て)おくれ」「おねがいします」「一(て)ごらん」は本島系児童「綴方」にしか確認できないため、好まれた表現形式に差が存在した可能性も否定できない。ヴァリエーションとしては本島系児童の方が豊かであるようにも見えるが、(13)は「〇〇君」が自身の興味から話者の靴を履きたい、という状況の中で「てごらん」形式を用いており、このような用法は場面判断と表現形式の選択という観点から、やや違和感の残る表現とも捉えられる。このような例が存在する以上、用例が見られるということをヴァリエーションの豊かさと結びつけてよいかという点については妥当性という点で少なからぬ疑問が残る。

4-4 「勧め」に関する用例

以下、同様に表8として「勧め」に関わる行為要求表現の出現数を学年別に提示する。

表8 『全国小学児童展覧会』採録「綴方」に見える「勧め」系行為要求表現の用例数

	尋1	尋2	尋3	尋4	尋5	尋6	高1	高2	合計
内地系	0	1 (0)	2(0)	0	1(0)	2(0)	0	0	6(0)
本島系	0	0	0	0	0	1 (0)	0	0	1(0)
合計	0	1 (0)	2 (0)	0	1 (0)	3(0)	0	0	7(0)

「勧め」に分類しうる用例は「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」の四分類の中で最も僅少である。

「綴方」一本あたりの平均使用数という観点では内地系 0.06、本島系 0.01 に留まり、内地系児童優勢という傾向は確認されるものの、間接的行為要求表現の不使用といった点では一致している。

4-4-1 用例列举及び形式上の分布

・直接的行為要求

(17)そこへ瀬口さんが来ましたので、おいでといつて遊びました(尋3)

(18)帳面を見てごらん(尋6)

【本島系児童】

- ・直接的行為要求

(19)姉さんが「もう少しですから、がまんをしろ」と励まして下さいました(尋6)

諸氏の研究では「勧め」の基本的性質を「聞き手」受益としているものが多い⁽⁹⁾が、先述の通り「受益者」の概念は曖昧さを伴う。「受益者」の概念を補助的に利用するとしても、明確に「命令」「指示」とは異なるものと判断できる用例は僅少であり、ここにおける用例の少なさもそのような影響によるものである。上に列挙した用例も強制力及び想定される「受益者」から「勧め」に分類したものであるが、解釈によっては「命令」「依頼」に分類しうる表現意図をもったものと判断することも可能であろう。(18)は、試験の答案用紙を紛失した弟に対して家族が助言する場面である。強制力が強いようにも想定できず、聞き手である弟の受益につながりうる内容であるため「勧め」相当と判断するのが妥当であろうと思われるが、(19)は弟にふりかかった災難を解決するため姉がサポートしている場面であり、解釈によっては姉がサポートにあたって弟の声を疎ましく思い、黙らせたいというような表現意図が想定できる可能性がある。その場合「がまんをしろ」という命令に分類しうるわけであるが、もしこのような分類を適応するのであれば本島系児童の「綴方」に「勧め」はまったく見られないということになる。(19)のような例をどのように解釈するかという課題は残るが、いずれにせよ内地系本島系ともに「勧め」に分類しうる用例が僅少であるということは明白な傾向である。

4-5 「勧誘」に関する用例

以下、同様に表9として「勧誘」に関わる行為要求表現の出現数を学年別に提示する。

表9 『全国小学児童展覧会』採録「綴方」に見える「勧誘」系行為要求表現の用例数

	尋1	尋2	尋3	尋4	尋5	尋6	高1	高2	合計
内地系	0	2 (0)	5(0)	1 (0)	2(0)	3(0)	0	0	13(0)
本島系	0	3(0)	1 (0)	6(0)	3(0)	1 (0)	0	0	14(0)
合計	0	5 (0)	6 (0)	7(0)	5 (0)	4(0)	0	0	27(0)

「綴方」一本あたりの平均使用数は、内地系児童 0.12、本島系児童 0.09 であり、内地系優勢という点で「依頼」をのぞく他の行為要求表現と同様の傾向を確認することができる。

4-5-1 用例列挙及び形式上の分布

【内地系児童】

- ・直接的行為要求

(20)ねえやが、「もう沢山とつたから帰らう」と言つたので帰ることにした(尋5)

(21)私はミイに「サア、もう悪い子供にもいぢめられないからね。私の家に帰つて遊ぼうよね」

などと言ひ聞かせながら(尋6)

【本島系児童】

・直接的行為要求

(22) ワタクシハヨロコビデ先生ノ手ヲトツテ「ハヤクイキマセウ」トイヒマシタ(尋2)

(23) 僕は「かへらう」と言つた。弟も賛成した(尋4)

「勧誘」に分類しうる用例はデスマス体と非デスマス体という差異は見られるものの全て意向形を用いた用例である。

(21)は猫に対する「勧誘」の用例であり、表現意図が実際に聞き手に伝達しうるかという点は曖昧である。このような用例は「勧誘」に限らず他の行為要求の際にも見られ、(2)の犬を聞き手とする例や(14)の乳幼児を聞き手とする例などが該当する。動物や乳幼児等話し手の行為要求を認識できない可能性の高い聞き手に対し、応答可能性を仮定した上で働きかけるというような用法は内地系児童、本島系児童ともに用例が見られるため、この点で差異は認められない。

5. まとめ

以上、『全国小学児童綴方展覧会』採録の台湾系児童の「綴方」に見える行為要求表現について調査を行ってきた。

内地系児童と本島系児童の行為要求表現におけるもっとも大きな差異は間接的行為要求表現を本島系児童よりも内地系児童が多用している、という傾向である。Leech(1983)は、間接性の高い表現は行為の実行を求める程度が弱い間接性の低い表現よりも丁寧な表現になると述べているが、このような立場に立つのであれば本島系児童は内地系児童よりも「丁寧な表現」を用いない傾向があるということになる。これは文化差による差異や第二言語学習者の言語使用の傾向⁽¹⁰⁾や母語話者に共有される認知的ストラテジーを共有できていなかったこと等複数の要因を想定することが可能であり、植民地期台湾における本島系児童と内地系児童の言語運用の傾向の全体を考慮する上で重大な特徴と捉えられるであろう。

以下、本稿において明らかになったと思われる四点を記し、まとめる。

- 一、本島系児童は内地系児童よりも行為要求表現の使用数が少ないという傾向が認められる。
これは言語学習上のつまずきが影響を及ぼしている可能性や内地系児童と本島系児童で題材の選択、記述・「語り」の趣向が異なっている可能性、当時の教科書類からの影響等を想定することができる。
- 二、間接的行為要求表現は、本島系児童の用例が僅少である。特に省略型行為要求表現の用例の僅少さは顕著であり、本島系児童の当為表現の後項部省略形式の不使用といった特徴と類似性が見られるため本島系児童の言語運用全般で省略形式の忌避といった特徴が存在した可能性がある。
- 三、「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」の四分類の中で「命令」に関わる用例数が最も多いという

点、「勧め」に関わる用例数が最も少ないという点などは内地系児童、本島系児童に共通している。

四、動物等表現意図の伝達可能性に疑義がある相手を聞き手とする用例は内地系児童、本島系児童の用例としてそれぞれ確認される。

注

- (1) 柏崎(1993)等。
- (2) 坂本ほか(1994)等。
- (3) 国立国語研究所(1960:108)。
- (4) 述部の省略等を間接的行為要求に含めるか、直接的行為要求の一形態とするかについては近年の先行研究でも立場が分かれる場合がある。益岡ほか(1991)はこのような省略形式を間接的行為要求には含めていないようであり、八坂(2021)は述部の省略を間接的行為要求に含めている。本稿は、八坂(2021)と同様に述部の省略も間接的行為要求に含まれるものとしたうえで、以下、述部の省略に関わる性質の用例を「省略型間接的行為要求表現」、意図のほめかしに関わる性質のものを「ほめかし方間接的行為要求表現」と呼称する。
- (5) 例えば雇用者が被雇用者に対して業務上必要な内容を指示する際「テクダサイ」形式の発話を行ったとしても、表現意図及び表現の受容という観点から「命令」に類するものと解釈するのが妥当であろう。
- (6) 用例数÷採録「綴方」数で計算。いずれも小数第二位切り上げ後の数値である。
- (7) プラトン『国家』以来の「語り方」に関する形式上の分類に照らせば、児童がミメシス型の語りよりもディエゲシス型の語りを比率の上で好んだ場合、同じ出来事について記述したとしても行為要求表現の出現数は減少することになる。
- (8) 形式数が用例数と一致しないのは用例(11)が「好ましくない現状の明示」と「行うべき行為の提示」の両者に関わる用例であり、それぞれをカウントしているためである。以下、形式数と用例数が一致しないものは同様の処理によるものである。
- (9) 柏崎(1993)、日本語記述文法研究会(2003)等。
- (10) Niki ほか(1994)は英語母語話者と英語非母語話者を対象に調査を行い、英語非母語話者は英語母語話者よりも間接的な表現を用いない、という結果を報告している。本稿における本島系児童の傾向もここにおける調査結果と類似する傾向を示しているため、あるいは第二言語学習者の言語学習、言語使用の一般的な傾向と見ることも可能であろう。

参考文献

- (1) 柏崎雅世(1993) 『日本語における行為指示型表現の機能－「お～/～てください」「～てくれ」「～て」およびその疑問・否定疑問形について－』、くろしお出版
- (2) 上出大河 (2023) 『『全国小学児童綴方展覧会』の資料価値－日本語教育史研究及び近代日本語研究領域における活用に向けて－』、『日本語教育史研究』2号、18-30.
- (3) 上出大河 (2024) 「植民地期台湾における二重否定形式の当為表現について－『全国小学児童

- 綴方展覧会』(1936)採録「綴方」を対象として一、『さいたま言語研究』8号、15-28
- (4) 北崎勇帆(2016) 「現代語体系を中心とする活用語命令形の用法の再整理」、『日本語学論集』12号、240-264.
- (5) 金玉英 (2016) 「現代日本語行為要求表現の分類の検討」、『異文化論文編』17号、183-204.
- (6) 金玉英 (2020) 「配慮の観点からみる行為要求表現の新しい枠組みの提案」、『ことば』41巻、71-88.
- (7) 国立国語研究所(1960) 『話しことばの文型(1)―対話資料による研究―』、秀英出版
- (8) 酒井雅史(2012) 「兵庫県神戸市方言における命令表現」、『阪大社会言語学研究ノート』10号、18-29.
- (9) 坂本恵ほか(1994) 「「行動展開表現」について―待遇表現教育のための基礎的考察―」、『日本語教育』82号、47-58.
- (10) 都賢娥(2019) 「日本語の対照詞における出現タイプと機能について」、『研究論集』19号、255-269.
- (11) 日本語記述文法研究会編(2003) 『現代日本語文法 4』、くろしお出版
- (12) 益岡隆志ほか(1992) 『基礎日本語文法』、くろしお出版
- (13) 八坂尚美(2021) 「『虎明本』と『狂言六義』における依頼話段の差異」、『國文學』105号、314-299.
- (14) Leech, G. N. (1983) Principles of pragmatics. London:Longman.
- (15) Niki, H ほか(1994) Asking for permission vs. making requests: Strategies chosen by Japanese speakers of English. In L. F. Bouton & Y. Kachru (Eds.), Pragmatics and language learning, monograph series vol.5, 110-124.

資料

- (1) 全国小学児童綴方展覧会編(1936)『全国小学児童綴方展覧会』、全国小学児童綴方展覧会事務所

—国学院大学大学院博士後期課程—